

種苗法の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）	1
○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）（附則第九条関係）	16

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 品種登録制度 第一節 品種登録及び品種登録出願（第三条―第十二条） 第二節 出願公表（第十三条―第十四条の二） 第三節 審査（第十五条―第十八条） 第四節 育成者権（第十九条―第三十二条の二） 第五節 権利侵害（第三十三条―第四十四条） 第六節 品種登録の維持及び取消し（第四十五条―第四十九条） 第七節 雑則（第五十条―第五十七条の二） 第三章 指定種苗（第五十八条―第六十六条） 第四章 罰則（第六十七条―第七十六条） 附則 （定義等） 第二条 （略） 2ゝ4 （略） 5 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。 一 その品種の種苗を生産し、調整し、<u>譲渡若しくは貸渡し</u>の申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為を	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 品種登録制度 第一節 品種登録及び品種登録出願（第三条―第十二条） 第二節 出願公表（第十三条・第十四条） 第三節 審査（第十五条―第十八条） 第四節 育成者権（第十九条―第三十二条の二） 第五節 権利侵害（第三十三条―第四十四条） 第六節 品種登録の維持及び取消し（第四十五条―第四十九条） 第七節 雑則（第五十条―第五十七条の二） 第三章 指定種苗（第五十八条―第六十六条） 第四章 罰則（第六十七条―第七十五条） 附則 （定義等） 第二条 （略） 2ゝ4 （略） 5 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。 一 その品種の種苗を生産し、調整し、<u>譲渡</u>の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する

する目的をもって保管する行為

二・三 (略)

6・7 (略)

(出願公表に係る出願品種の利用に関する補償金の支払請求)

第十四条 (略)

2・5 (略)

(出願公表に係る出願品種等の種苗又は收穫物を輸出する行為に関する差止請求権)

第十四条の二 出願者は、出願公表があつた後に第二十一条の二第一項第一号に定める事項その他出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をした場合において、その警告後品種登録前に、その出願品種(同号に定める事項について同項の規定による届出がされたものに限る。以下この項において同じ。)、当該出願品種と特性により明確に区別されない品種又は当該出願品種が品種登録された場合に第二十条第二項各号に該当することとなる品種(以下この項において「出願品種等」と総称する。)の種苗を輸出し、又は最終消費以外の目的をもって出願品種等の收穫物を輸出する者(当該出願品種の育成をした者よりも先に当該出願品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種の育成をした者を除く。次項において「出願品種等の種苗又は收穫物を輸出する者」という。)に対し、その輸出する行為により回復することが困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該輸出する行為をやめることを請求することができる。

行為

二・三 (略)

6・7 (略)

(出願公表の効果等)

第十四条 (略)

2・5 (略)

(新設)

- 2| 出願者は、前項の規定による請求をするに際し、当該請求に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する者に対し当該請求に係る輸出する行為を組成した種苗又は収穫物の廃棄その他の当該輸出する行為を防止するために必要な行為を請求することができる。
- 3| 前二項の規定による請求権の行使は、前条第一項の規定による請求権の行使を妨げない。
- 4| 出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確定する判決が確定したときは、第一項及び第二項の規定による請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。
- 5| 出願者が第一項及び第二項の規定による請求権の行使をした場合において、品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確定する判決が確定したときは、当該出願者は当該請求権の行使により相手方に与えた損害を賠償する責に任ずる。
- 6| 第三十六条から第三十七条の二まで及び第四十条から第四十三条までの規定は、第一項及び第二項の規定による請求権を行使する場合に準用する。
- 7| 出願者が第一項及び第二項の規定による請求に係る訴えを提起し

たときは、裁判所は、当該請求の相手方の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを当該出願者に命ずることができる。

(出願品種の審査における優先審査)

第十五条の二 農林水産大臣は、品種登録出願に係る出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるときその他の出願者の保護のためその品種登録出願が第十七条第一項各号のいずれかに該当するかどうかの判断を早期にすべき場合として政令で定める場合において必要があるときは、当該品種登録出願に係る出願品種の審査を他の品種登録出願に係る出願品種の審査に優先してすることができる。

(研究機構による現地調査又は栽培試験の実施)

第十五条の三 農林水産大臣は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に第十五条第二項の規定による現地調査又は栽培試験を行わせることができる。

25 (略)

第十五条の四・第十五条の五 (略)

(品種登録出願の拒絶)

第十七条 農林水産大臣は、品種登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その品種登録出願について、文書により拒絶しなければならない。

一 (略)

(新設)

(研究機構による現地調査又は栽培試験の実施)

第十五条の二 農林水産大臣は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に前条第二項の規定による現地調査又は栽培試験を行わせることができる。

25 (略)

第十五条の三・第十五条の四 (略)

(品種登録出願の拒絶)

第十七条 農林水産大臣は、品種登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その品種登録出願について、文書により拒絶しなければならない。

一 (略)

二 その出願者が、正当な理由がないのに、第十五条第一項の規定による命令に従わず、同条第二項若しくは第十五条の三第一項の規定による現地調査を拒み、又は第十五条の五第一項若しくは第三項若しくは前条第一項の規定による命令に従わないとき。

2 農林水産大臣は、第十五条の三第一項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせた場合には、品種登録出願が前項第一号（第三条第一項の規定に係る部分に限る。）に該当するかどうかの判断をするに当たっては、研究機構が第十五条の三第四項の規定により通知する現地調査又は栽培試験の結果を考慮するものとする。

3 (略)

(審査特性の訂正)

第十七条の二 (略)

2と5 (略)

6 第十五条及び第十五条の三から第十五条の五までの規定は、第三項の規定による調査について準用する。

7 前条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、第二項の規定による訂正の求めについて準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の五第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条の五第一項」と読み替えるものとする。

二 その出願者が、正当な理由がないのに、第十五条第一項の規定による命令に従わず、同条第二項若しくは第十五条の二第一項の規定による現地調査を拒み、又は第十五条の四第一項若しくは第三項若しくは前条第一項の規定による命令に従わないとき。

2 農林水産大臣は、第十五条の二第一項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせた場合には、品種登録出願が前項第一号（第三条第一項の規定に係る部分に限る。）に該当するかどうかの判断をするに当たっては、研究機構が第十五条の二第四項の規定により通知する現地調査又は栽培試験の結果を考慮するものとする。

3 (略)

(審査特性の訂正)

第十七条の二 (略)

2と5 (略)

6 第十五条から第十五条の四までの規定は、第三項の規定による調査について準用する。

7 前条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、第二項の規定による訂正の求めについて準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

(育成者権の発生及び存続期間)

第十九条 (略)

2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から三十五年（第四条第二項に規定する品種にあつては、四十年）とする。

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 (略)

二 登録品種（登録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。）の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

三 前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

四・五 (略)

2 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は前項各号に掲げる行為により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗、收穫物又は加工品が日本国内で譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、そ

(育成者権の発生及び存続期間)

第十九条 (略)

2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十五年（第四条第二項に規定する品種にあつては、三十年）とする。

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 (略)

二 登録品種（登録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。）の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

三 前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

四・五 (略)

2 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は前項各号に掲げる行為により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗、收穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡され

の譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 当該登録品種等の種苗を生産する行為

二 当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し当該登録品種等の種苗を輸出し、又は当該国に対し輸出する目的をもって保管する行為

三 前号に規定する国に対し最終消費以外の目的をもって当該登録品種等の収穫物を輸出し、又は当該国に対し最終消費以外の目的で輸出する目的をもって保管する行為

(育成者権の効力が及ばない範囲の特例)

第二十一条の二 品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。

一 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項

イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国(前条第二項第二号に規定する国を除く。以下「指定国」という。)

ロ 次に掲げる行為を制限する旨

(1) 前条第二項第二号に規定する国以外の国であつて指定国以外の国(以下この(1)及び(2)において「非指定国」という。)

に対し種苗を輸出し、又は非指定国に対し輸出する目的をもって保管する行為

た種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

(育成者権の効力が及ばない範囲の特例)

第二十一条の二 品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。

一 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項

イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国(前条第二項ただし書に規定する国を除く。以下「指定国」という。)

ロ 前条第二項ただし書に規定する国以外の国であつて指定国以外

の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する旨

(2) 非指定国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出し、又は非指定国に対し最終消費以外の目的で輸出する目的をもって保管する行為

二 (略)

2 4 (略)

5 登録品種の種苗を業として譲渡し、又は貸し渡す者は、農林水産大臣が前項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗を譲渡し、又は貸し渡す場合には、その譲渡し、若しくは貸し渡す種苗又はその種苗の包装に、第五十五条第一項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が第一項第一号口又は第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付さなければならない。

6 登録品種の種苗の譲渡し又は貸し渡しのための展示又は広告を業として行う者は、農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡し又は貸し渡しのための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装に、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡し又は貸し渡しのための広告をする場合にはその広告に、第五十五条第二項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、それぞれその種苗が第一項第一号口若しくは第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付し、又はこれらを表示しなければならない。

7 (略)

二 (略)

2 4 (略)

5 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産大臣が前項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗を譲渡する場合には、その譲渡する種苗又はその種苗の包装に、第五十五条第一項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が第一項第一号口又は第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付さなければならない。

6 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装に、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告に、第五十五条第二項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、それぞれその種苗が第一項第一号口若しくは第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付し、又はこれらを表示しなければならない。

7 (略)

(名称を使用する義務等)

第二十二條 登録品種（登録品種であつた品種を含む。以下この条において同じ。）の種苗を業として譲渡若しくは貸渡しし、又は譲渡し、又は貸し渡す場合には、当該登録品種の名称（第四十八條第二項の規定により名称が変更された場合にあっては、その変更後の名称）を使用しなければならない。

2 登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として譲渡若しくは貸渡しし、又は譲渡し、又は貸し渡す場合には、当該登録品種の名称を使用してはならない。

(損害の額の推定等)

第三十四條 育成者権者又は専利用権者が故意又は過失により自己の育成者権又は専利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した種苗、收穫物又は加工品を譲渡したときは、次に掲げる額の合計額を、当該育成者権者又は専利用権者が受けた損害の額とすることができる。

(名称を使用する義務等)

第二十二條 登録品種（登録品種であつた品種を含む。以下この条において同じ。）の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称（第四十八條第二項の規定により名称が変更された場合にあっては、その変更後の名称）を使用しなければならない。

2 登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称を使用してはならない。

(損害の額の推定等)

第三十四條 育成者権者又は専利用権者が故意又は過失により自己の育成者権又は専利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した種苗、收穫物又は加工品を譲渡したときは、その譲渡した種苗、收穫物又は加工品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、育成者権者又は専利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、收穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、育成者権者又は専利用権者の利用の能力に応じた額を超えない限度において、育成者権者又は専利用権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を育成者権者又は専利用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情

一 当該育成者権者又は専利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たり
の利益の額に、自己の育成者権又は専利用権を侵害した者が譲
渡した種苗、収穫物又は加工品の数量（次号において「譲渡数量
」という。）のうち当該育成者権者又は専利用権者の利用の能
力に応じた数量（同号において「利用相応数量」という。）を超
えない部分（その全部又は一部に相当する数量を当該育成者権者
又は専利用権者が販売することができないとする事情があるとい
きは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」とい
う。）を控除した数量）を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち利用相応数量を超える数量又は特定数量がある
場合（当該育成者権者又は専利用権者が、当該育成者権者の育
成者権についての専利用権の設定若しくは通常利用権の許諾又
は当該専利用権者の専利用権についての通常利用権の許諾を
し得たと認められない場合を除く。）におけるこれらの数量に応
じた当該育成者権又は専利用権に係るその侵害の行為を組成し
た登録品種等の種苗、収穫物又は加工品の利用に対し受けるべき
金銭の額に相当する額

2
(略)

3 育成者権者又は専利用権者は、故意又は過失により自己の育成
者権又は専利用権を侵害した者に対し、その侵害の行為を組成し
た登録品種等の種苗、収穫物又は加工品の利用に対し受けるべき金
銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠
償を請求することができる。

に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
(新設)

(新設)

2
(略)

3 育成者権者又は専利用権者は、故意又は過失により自己の育成
者権又は専利用権を侵害した者に対し、その登録品種等の利用に
対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害
の額としてその賠償を請求することができる。

4| 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、育成者権者又は専利用権者が、自己の育成者権又は専利用権に係る当該利用の対価について、当該育成者権又は専利用権の侵害があつたことを前提として当該育成者権又は専利用権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該育成者権者又は専利用権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

5| 第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、育成者権又は専利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(登録品種の名称に係る推定)

第三十五条の三 登録品種の名称を使用して業として種苗の譲渡若しくは貸渡しの申出をし、又は種苗を譲渡し、若しくは貸し渡した場合には、当該種苗は、当該登録品種の種苗であると推定する。

(判定)

第三十五条の四 (略)

2 (略)

3 第十五条及び第十五条の三から第十五条の五までの規定は、前項の調査について準用する。

4 第三条第二項の規定は第二項の判定について、第十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は第一項の規定による判定の求めについて、それぞれ準用する。この場合において、同号中「第十

(新設)

4| 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、育成者権又は専利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(新設)

(判定)

第三十五条の三 (略)

2 (略)

3 第十五条から第十五条の四までの規定は、前項の調査について準用する。

4 第三条第二項の規定は第二項の判定について、第十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は第一項の規定による判定の求めについて、それぞれ準用する。この場合において、同号中「第十

五条第一項」とあるのは「第三十五条の四第三項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十五条の四第三項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の五第一項」とあるのは「第三十五条の四第三項において準用する第十五条の五第一項」と読み替えるものとする。

（第三者の意見）

第三十七条の二 育成者権又は専利用権の侵害に係る訴えが提起された裁判所は、当該訴えに係る訴訟の第一審において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法（民事訴訟法第百三十二条の二第一項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

2 前項に規定する裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴が提起された裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

3 当事者は、裁判所書記官に対し、前二項の規定により提出された書面の閲覧若しくは謄写若しくはその正本、謄本若しくは抄本の交付又はこれらの規定により電磁的方法によって提出された意見に係

五条第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

（新設）

る電磁的記録の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供を請求することができる。

- 4 民事訴訟法第九十一条第五項（同法第九十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項及び第二項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写並びにこれらの規定により電磁的方法によって提出された意見に係る電磁的記録の閲覧及び複写について準用する。

- 5 第一項及び第二項の規定により裁判所に提出された書面及び電磁的記録を記録した記録媒体については、民事訴訟法第三百三十二条の十三の規定は、適用しない。

（登録品種の調査）

第四十七条 （略）

2 （略）

- 3 第十五条第三項及び第四項並びに第十五条の三の規定は、前項の現地調査又は栽培試験について準用する。

（品種登録表示）

第五十五条 登録品種の種苗を業として譲渡し、又は貸し渡す者は、その譲渡し、又は貸し渡す登録品種の種苗又はその種苗の包装に、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が品種登録されている旨の表示を付さなければならない。

- 2 登録品種の種苗の譲渡又は貸渡しのための展示又は広告を業として行う者は、農林水産省令で定めるところにより、登録品種の種苗

（登録品種の調査）

第四十七条 （略）

2 （略）

- 3 第十五条第三項及び第四項並びに第十五条の二の規定は、前項の現地調査又は栽培試験について準用する。

（品種登録表示）

第五十五条 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、その譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装に、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が品種登録されている旨の表示を付さなければならない。

- 2 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産省令で定めるところにより、登録品種の種苗の譲渡のた

の譲渡又は貸渡しのための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示を付し、登録品種の種苗の譲渡又は貸渡しのための広告をする場合にはその広告にその旨を表示しなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第五十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 登録品種以外の品種の種苗であつて、その種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡、貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しのための展示をする行為

三 登録品種以外の品種の種苗を譲渡し、又は貸し渡すため、広告にその種苗が品種登録されている旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(命令違反に対する過料)

第七十四条 第十五条の三第五項(第十七条の二第六項、第三十五条の四第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。)又は第六十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究機構等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(名称使用義務等の違反に対する過料)

第七十五条 第二十二条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

めの展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示を付し、登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告にその旨を表示しなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第五十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 登録品種以外の品種の種苗であつて、その種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示をする行為

三 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録されている旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(命令違反に対する過料)

第七十四条 第十五条の二第五項(第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。)又は第六十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究機構等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

(制限表示義務等の違反に対する過料) <u>第七十六条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 (略) (削る。) 二 <u>第五十五条の規定に違反した者</u> (<u>前号</u>の規定に該当する者を除く。)	(制限表示義務等の違反に対する過料) <u>第七十五条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 (略) 二 <u>第二十二條の規定に違反した者</u> 三 <u>第五十五条の規定に違反した者</u> (<u>第一号</u>の規定に該当する者を除く。)
--	---

○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務の範囲） 第十四条（略） 2 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 種苗法第十五条の三第一項（同法第十七条の二第六項、第三十条の四第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現地調査又は栽培試験を行うこと。 二 四（略） 3・4（略）	（業務の範囲） 第十四条（略） 2 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 種苗法第十五条の二第一項（同法第十七条の二第六項、第三十条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現地調査又は栽培試験を行うこと。 二 四（略） 3・4（略）